

構造改革特別区域計画の変更の認定申請書

平成 16 年 5 月 11 日

内閣総理大臣 殿

愛知県知事 神田 真秋

平成 15 年 8 月 29 日付けで認定を受けた構造改革特別区域計画（中部臨空都市国際交流特区）について下記のとおり変更したいので、構造改革特別区域法第 6 条第 1 項の規定及び法附則第 3 条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域計画の変更の認定を申請します。

記

1 変更事項

6 構造改革特別区域計画の目標

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

別紙

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

4 特定事業の内容

5 当該規制の特例措置の内容

2 変更事項の内容

別表のとおり

(別表)

新	旧
<p>6 構造改革特別区域計画の目標 (略)</p> <p>(1) 国際交流の推進 国際物流拠点の形成 2005年(平成17年)2月開港予定の中部国際空港は、24時間運用の空港であり、<u>臨時開庁の承認により国へ納付する手数料の軽減(701)の特例措置</u>や全国緩和された総合保税制度などの規制緩和を空港開港までに適用することにより、貿易コストが削減でき、国際物流が大幅に促進されることと期待される。 (略)</p>	<p>6 構造改革特別区域計画の目標 (略)</p> <p>(1) 国際交流の推進 国際物流拠点の形成 2005年(平成17年)2月開港予定の中部国際空港は、24時間運用の空港であり、臨時開庁の承認により国へ納付する手数料の軽減(701)や税関の職員の24時間常駐(702)の特例措置、さらには、全国緩和された総合保税制度などの規制緩和を空港開港までに適用することにより、貿易コストが削減でき、国際物流が大幅に促進されることと期待される。 (略)</p>
<p>別紙 構造改革特別区域計画の事業展開 別紙1のとおり</p>	<p>別紙 構造改革特別区域計画の事業展開 別紙2のとおり</p>
<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 (略)</p> <p>(1) 関連事業 削除</p> <p>__ 総合保税地域における管理主体の要件緩和(全国要件緩和) (略)</p>	<p>9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項 (略)</p> <p>(1) 関連事業 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業(701) 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業(702) 24時間運用の空港である中部国際空港において、臨時開庁手数料の軽減(名古屋空港から引継ぎ)や税関の執務外における通関体制を整備する特例措置を開港時までに適用することにより、輸出入コストの軽減や空港の利便性を高めることになり、空輸貨物量の増加、貿易の促進、ひいては、国際物流機能の集積を図ることができる。 総合保税地域における管理主体の要件緩和(全国要件緩和) (略)</p>

(別表)

新	旧
<p>__ 数次ビザ取得手続きの緩和(全国要件緩和:2次提案) (略)</p> <p>__ 外国人研究者受入促進事業(501、502、503) (略)</p> <p>__ 新エネルギー実証研究 (略)</p> <p>__ 水素ガススタンドのガソリンスタンドへの併設(全国要件緩和) (略)</p> <p>__ 水素ガススタンド等の保安距離変更事業(1110) (略)</p>	<p>数次ビザ取得手続きの緩和(全国要件緩和:2次提案) (略)</p> <p>外国人研究者受入促進事業(501、502、503) (略)</p> <p>新エネルギー実証研究 (略)</p> <p>水素ガススタンドのガソリンスタンドへの併設(全国要件緩和) (略)</p> <p>水素ガススタンド等の保安距離変更事業(1110) (略)</p>
<p>別紙</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 名古屋空港及び中部国際空港を利用する通関業者等</p>	<p>別紙</p> <p>2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者 名古屋空港を利用する通関業者等</p>
<p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 特区計画認定後直ちに (適用期間は、名古屋空港については中部国際空港開港の前日まで、 中部国際空港関連地域(常滑市セントレア及びりんくう町)については開港日からとする。)</p>	<p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 特区計画認定後直ちに (適用期間は、中部国際空港開港の前日までとする。)</p>
<p>4 特定事業の内容</p> <p>行政機関の休日又はそれ以外の日の税関の勤務時間外に、名古屋空港に所在する貨物について、臨時開庁の承認を受ける者が税関に納付すべき手数料を2分の1に軽減する。</p> <p>このことにより、休日や税関の勤務時間外に名古屋空港を利用した輸出入コストが軽減され、柔軟、迅速かつ効率的な国際物流の実現によって、名古屋を中心とした地域に集積しているメーカー等の国際競争上の条件を改善する。</p> <p>また、2005年(平成17年)2月の中部国際空港開港後は、本特例措置を中部国際空港関連地域(常滑市セントレア及びりんくう町)に</p>	<p>4 特定事業の内容</p> <p>行政機関の休日又はそれ以外の日の税関の勤務時間外に、名古屋空港に所在する貨物について、臨時開庁の承認を受ける者が税関に納付すべき手数料を2分の1に軽減する。</p> <p>このことにより、休日や税関の勤務時間外に名古屋空港を利用した輸出入コストが軽減され、柔軟、迅速かつ効率的な国際物流の実現によって、名古屋を中心とした地域に集積しているメーカー等の国際競争上の条件を改善する。</p>

(別表)

新	旧																					
<u>において引き継ぐことにより、輸出入コストの削減を図り、貿易を促進する。</u>																						
<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(1) 空港施設の位置及び概要</p> <p>ア <u>名古屋空港</u></p> <p>名称 名古屋空港</p> <p>位置 名古屋市、春日井市、小牧市、西春日井郡豊山町</p> <p>面積 約 211 ヘクタール</p> <p>滑走路 2,740m × 1 本</p> <p>設置主体 国土交通大臣</p> <p>特色 国際線就航便数、貨物取扱量、旅客数とも全国 3 位</p> <p>イ <u>中部国際空港</u></p> <p>名称 <u>中部国際空港</u></p> <p>位置 <u>常滑市セントレア</u></p> <p>面積 <u>約 473 ヘクタール</u></p> <p>滑走路 <u>3,500m × 1 本</u></p> <p>設置主体 <u>中部国際空港株式会社</u></p> <p>特色 <u>24 時間利用可能な海上空港</u></p> <p>(2) 名古屋空港税関支署における臨時開庁申請の状況</p> <table border="1"><tr><td>平成 12 年</td><td>12,093 回</td><td></td></tr><tr><td>平成 13 年</td><td>11,662 回</td><td></td></tr><tr><td>平成 14 年</td><td>12,374 回</td><td></td></tr><tr><td>平成 15 年</td><td><u>12,607 回</u></td><td>(名古屋税関調べ)</td></tr></table> <p>(3) 空港の利便性の向上と施設利用の促進などの貿易振興施策 (略)</p> <p>イ 中部国際空港における施策</p>	平成 12 年	12,093 回		平成 13 年	11,662 回		平成 14 年	12,374 回		平成 15 年	<u>12,607 回</u>	(名古屋税関調べ)	<p>5 当該規制の特例措置の内容</p> <p>(1) 空港施設の位置及び概要</p> <p>名称 名古屋空港</p> <p>位置 名古屋市、春日井市、小牧市、西春日井郡豊山町</p> <p>面積 約 211 ヘクタール</p> <p>滑走路 2,740m × 1 本</p> <p>設置主体 国土交通大臣</p> <p>特色 国際線就航便数、貨物取扱量、旅客数とも全国 3 位</p> <p>(2) 名古屋空港税関支署における臨時開庁申請の状況</p> <table border="1"><tr><td>平成 12 年</td><td>12,093 回</td><td></td></tr><tr><td>平成 13 年</td><td>11,662 回</td><td></td></tr><tr><td>平成 14 年</td><td>12,374 回</td><td>(名古屋税関調べ)</td></tr></table> <p>(3) 空港の利便性の向上と施設利用の促進などの貿易振興施策 (略)</p> <p>イ 中部国際空港における施策</p>	平成 12 年	12,093 回		平成 13 年	11,662 回		平成 14 年	12,374 回	(名古屋税関調べ)
平成 12 年	12,093 回																					
平成 13 年	11,662 回																					
平成 14 年	12,374 回																					
平成 15 年	<u>12,607 回</u>	(名古屋税関調べ)																				
平成 12 年	12,093 回																					
平成 13 年	11,662 回																					
平成 14 年	12,374 回	(名古屋税関調べ)																				

(別表)

新	旧
<p>(略)</p> <p>(オ) 中部国際空港における航空路線及び航空貨物の誘致 「フライ・ナゴヤ・キャンペーン」とは別に、愛知県及び中部国際空港(株)において、中部国際空港への路線の引継ぎ・増便・新規就航を、各国政府や航空各社(貨物専門会社を含む。)に働きかけている。</p> <p><u>(新規就航路線)</u> <u>パリ便(日本航空)</u> <u>中国便(日本航空)</u> <u>ソウル便(全日空)</u> <u>上海便(全日空)</u> <u>東南アジア貨物便(日本貨物航空)</u> <u>北米貨物便(日本航空、日本貨物航空)</u></p> <p><u>(増便路線)</u> <u>バンコク便(日本航空)</u> <u>釜山便(日本航空)</u> <u>マニラ便(日本航空)</u></p> <p><u>上記路線は、いずれも平成15年度末までに表明されたもの。</u> また中部国際空港利用促進協議会においても、航空貨物実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえた利用促進に向けた働きかけを実施していく。</p>	<p>(略)</p> <p>(オ) 中部国際空港における航空路線及び航空貨物の誘致 「フライ・ナゴヤ・キャンペーン」とは別に、愛知県及び中部国際空港(株)において、中部国際空港への路線の引継ぎ・増便・新規就航を、各国政府や航空各社(貨物専門会社を含む。)に働きかけている。</p> <p>また中部国際空港利用促進協議会においても、航空貨物実態調査を実施するとともに、その結果を踏まえた利用促進に向けた働きかけを実施していく。</p>